

平成16年3月2日(火曜日)第1回定例会

出席議員(21名)

| | | | | | |
|-----|--------|----|-----|------|----|
| 1番 | 佐竹敬一 | 議員 | 2番 | 佐藤毅 | 議員 |
| 3番 | 鴨田俊・ | 議員 | 4番 | 煤津博士 | 議員 |
| 5番 | 安孫子市美夫 | 議員 | 6番 | 松田孝 | 議員 |
| 7番 | 猪倉謙太郎 | 議員 | 8番 | 石川忠義 | 議員 |
| 9番 | 鈴木賢也 | 議員 | 10番 | 荒木春吉 | 議員 |
| 11番 | 柏倉信一 | 議員 | 12番 | 高橋勝文 | 議員 |
| 13番 | 伊藤忠男 | 議員 | 14番 | 高橋秀治 | 議員 |
| 15番 | 松田伸一 | 議員 | 16番 | 佐藤暘子 | 議員 |
| 17番 | 川越孝男 | 議員 | 18番 | 内藤明 | 議員 |
| 19番 | 那須稔 | 議員 | 20番 | 遠藤聖作 | 議員 |
| 21番 | 新宮征一 | 議員 | | | |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|------------------|-------|----------------|
| 佐藤誠六 | 市長 | 安孫子・也 | 助役 |
| 渋谷勝吉 | 収入役 | 大泉愼一 | 教育委員長 |
| 奥山幸助 | 選挙管理委員会 委員長 | 武田浩 | 農業委員会会長 |
| 兼子昭一 | 庶務課長 | 荒木恒 | 企画調整課長 |
| 秋場元 | 財政課長 | 宇野健雄 | 税務課長 |
| 井上芳光 | 市民課長 | 石山修 | 生活環境課長 |
| 浦山邦憲 | 土木課長 | 柏倉隆夫 | 都市計画課長 |
| 犬飼一好 | 花・緑・せせらぎ 推進課長 | 鹿間康 | 下水道課長 |
| 木村正之 | 農林課長 | 兼子善男 | 商工観光課長 |
| 尾形清一 | 地域振興課長 | 安食正人 | 健康福祉課長 |
| 真木憲一 | 会計課長 | 安彦守 | 水道事業所長 |
| 那須義行 | 病院事務長 | 大谷昭男 | 教育長 |
| 芳賀友幸 | 管理課長 | 芳賀彰 | 学校教育課長 |
| 斎藤健一 | 社会教育課長 | 石山忠 | 社会体育課長 |
| 三瓶正博 | 選挙管理委員会 事務局局長 | 安孫子雅美 | 監査委員 |
| 布施崇一 | 監査委員 事務局局長 | 小松仁一 | 農業委員会 事務局局長 |

事務局職員出席者

| | | | |
|------|--------|------|-------|
| 片桐久志 | 事務局 局長 | 鈴木一徳 | 局長 補佐 |
| 月光龍弘 | 庶務 主査 | 大沼秀彦 | 主 任 |

議事日程第1号

第1回定例会

平成16年3月2日(火)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 総務、文教厚生、建設経済各常任委員会行政視察報告について
- ” 4 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- ” 5 議第 1号 平成15年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- ” 6 議第 2号 平成15年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第2号)
- ” 7 議第 3号 平成15年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- ” 8 議第 4号 平成15年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- ” 9 議第 5号 平成15年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- ” 10 議第 6号 平成15年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)
- ” 11 議第 7号 平成16年度寒河江市一般会計予算
- ” 12 議第 8号 平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算
- ” 13 議第 9号 平成16年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- ” 14 議第10号 平成16年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- ” 15 議第11号 平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- ” 16 議第12号 平成16年度寒河江市老人保健特別会計予算
- ” 17 議第13号 平成16年度寒河江市介護保険特別会計予算
- ” 18 議第14号 平成16年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- ” 19 議第15号 平成16年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
- ” 20 議第16号 平成16年度寒河江市立病院事業会計予算
- ” 21 議第17号 平成16年度寒河江市水道事業会計予算
- ” 22 議第18号 寒河江市住居表示審議会条例の一部改正について
- ” 23 議第19号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- ” 24 議第20号 寒河江市教育長の勤務条件に関する条例の一部改正について
- ” 25 議第21号 寒河江市市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- ” 26 議第22号 地方公営企業労働関係法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- ” 27 議第23号 佐藤文庫図書購入基金条例等の一部改正について
- ” 28 議第24号 寒河江市スポーツ振興基金条例の一部改正について
- ” 29 議第25号 寒河江市市税条例の一部改正について

- " 30 議第26号 寒河江市立保育所設置条例の一部改正について
 - " 31 議第27号 寒河江市遺児教育手当支給条例の廃止について
 - 日程第32 議第28号 寒河江市ねたきり老人等介護者激励金支給条例の廃止について
 - " 33 議第29号 寒河江市重度心身障害児手当支給条例の廃止について
 - " 34 議第30号 寒河江市勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - " 35 議第31号 寒河江市寒河江駅前交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
 - " 36 議第32号 寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - " 37 議第33号 大江町道路線の認定に関する承諾について
 - " 38 請願第2号 年金制度の改悪に反対する意見書の提出を求める請願
 - " 39 請願第3号 消費者保護基本法の抜本改正を求め国への意見書提出を求める請願
 - " 40 請願第4号 自衛隊のイラク派兵に反対する意見書の提出を求める請願
 - " 41 請願第5号 自由貿易協定締結交渉における国内農業に対する十分な配慮についての請願
 - " 42 請願第6号 中学校給食の実施を求める請願
 - " 43 請願第7号 年金給付額の据え置き等についての請願
 - " 44 施政方針説明
 - " 45 議案説明
 - " 46 質疑
 - " 47 予算特別委員会設置
 - " 48 委員会付託
- 散 会

平成16年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

第1回定例会日程

平成16年3月第1回定例会
平成16年3月2日(火)開会

| 月 日 | 時 間 | 会 議 | | 場 所 |
|----------|---------|----------------|---|-------|
| 3月 2日(火) | 午前9時30分 | 本 会 議 | 開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、人権擁護委員の候補者推薦、議案・請願上程、施政方針説明、議案説明、質疑、予算特別委員会設置、委員会付託 | 議 場 |
| | | | 本会議終了後 | |
| 3月 3日(水) | | 休 会 | | |
| 3月 4日(木) | 午前9時30分 | 本 会 議 | 一 般 質 問 | 議 場 |
| 3月 5日(金) | 午前9時30分 | 本 会 議 | 一 般 質 問 | 議 場 |
| 3月 6日(土) | | 休 会 | | |
| 3月 7日(日) | | 休 会 | | |
| 3月 8日(月) | | 休 会 | | |
| 3月 9日(火) | 午前9時30分 | 本 会 議 | 一 般 質 問 | 議 場 |
| 3月10日(水) | 午前9時30分 | 総務委員会 分科会 | 付託案件審査 | 第2会議室 |
| | | 文教厚生委員会 分科会 | 付託案件審査 | 第4会議室 |
| | | 建設経済委員会 分科会 | 付託案件審査 | 議会図書室 |
| 3月11日(木) | 午前9時30分 | 総務委員会 分科会 | 付託案件審査 | 第2会議室 |
| | | 文教厚生委員会 分科会 | 付託案件審査 | 第4会議室 |
| | | 建設経済委員会 分科会 | 付託案件審査 | 議会図書室 |

| 月 日 | 時 間 | 会 議 | | 場 所 |
|----------|---------|----------------|---------------------------|-------|
| 3月12日(金) | 午前9時30分 | 総務委員会 分科会 | 付託案件審査 | 第2会議室 |
| | | 文教厚生委員会 分科会 | 付託案件審査 | 第4会議室 |
| | | 建設経済委員会 分科会 | 付託案件審査 | 議会図書室 |
| 3月13日(土) | | 休 会 | | |
| 3月14日(日) | | 休 会 | | |
| 3月15日(月) | | 休 会 | | |
| 3月16日(火) | | 休 会 | | |
| 3月17日(水) | 午前9時30分 | 予算特別委員会 | 付託案件審査 | 議 場 |
| 3月18日(木) | | 休 会 | | |
| 3月19日(金) | 午前9時30分 | 本 会 議 | 議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会 | 議 場 |

開 会 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから平成16年第1回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、2月26日開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

なお、市の広報広聴係より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しておりますことを申し添えます。

会議録署名議員指名

佐竹敬一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、9番鈴木賢也議員、15番松田伸一議員を指名いたします。

会期決定

佐竹敬一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から3月19日までの18日間といたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は18日間と決定いたしました。

諸般の報告

佐竹敬一議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について

(2) 総務、文教厚生、建設経済各常任委員会行政視察報告について

このことについては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

佐竹敬一議長 日程第4、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お手元に配付しております

文書のとおり、委員候補者4名の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長から意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の推薦については市長の諮問のとおり同意することに決しました。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第5、議第1号から日程第43、請願第7号までの39案件を一括議題といたします。

施政方針説明

佐竹敬一議長 日程第44、施政方針説明であります。

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 本日、平成16年の第1回市議会定例会が開催されるに当たり、平成16年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の概要を申しあげ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申しあげます。

平成16年度は、市制施行50周年の年に当たり、昭和29年に現在の寒河江市が誕生してから半世紀という節目の年を迎えることとなります。

先人たちと市民の皆様方のたゆまぬ努力によって、着実に発展し、豊かになった寒河江市の半世紀を振り返り、本市が将来とも魅力ある本県内陸部の中核都市として、次の50年、100年へとつながるまちづくりを進めてまいります。

まず、市町村合併についてであります。関係する二つの町の動向が今月中に明らかになる予定であり、これによって本市の将来の方向性が大きく変わる事となるものと思っております。

昨年7月に発足した寒河江市・西川町・朝日町任意合併協議会は、昨年12月にすべての協議を終え、合併協定素案と新市将来構想案を作成いたしました。協定内容は、現行と同等以上のサービスを提供することを基本とし、新市の将来の姿を展望した内容としております。

合併し生まれる新市は、自然との共生を基底に、合併によるスケールメリットや高速道路の三つのインターチェンジを有する地域特性を活かし、本県内陸部の中核都市として、産業の振興により若者が定住し、交流人口の多い、美しく人情豊かな活力ある都市を目指しております。

任意協議会においては、合併特例法の優遇措置が受けられる期限内の合併を目指すことが合意されており、この支援措置を活用することによって効率的な自治体へと円滑に移行でき、豊かな未来を築いていけるものと考えております。私はかねてより合併に前向きな町との合併を進めていく考えでありましたので、今後、2町の意向を踏まえ、法定協議会の設置、合併特例法の適用期限内の合併に向けての努力を続けてまいります。

いずれにしても、本年度は合併の動向による大きな時代の変化の中にあり、将来に対する判断の誤りのないよう、市民の皆様へ御理解、御支援をいただきながら進めてまいります。

現在、本市の事業は目に見えて大きく進展しております。本年度には、駅前中心市街地整備事業が完了し、まさに百年の大計として発展の象徴にふさわしい姿をあらわすことになり、中心市街地がにぎわい、本市がいよいよとした活力のあるまちになることを確信しております。

また、「花咲かフェアINさがえ」の開催などにより多くの交流が生まれ、それが今後の本市への定住に結びつくものと思っております。寒河江みずき団地には市内外から多くの申し込みをいただいております。本市に土地を求め、家を建てるということは、いろいろなまちの中から本市を選んでくれたということであり、本市によいイメージを持っていただけたからこそと思っております。

昨年10月1日現在の人口調査の結果によりますと、県内13市の中で人口の増加している市は3市のみであり、本市はその三つの中に入っております。なお一層、本市のイメージアップに努めていかなければならないと改めて実感しているところであります。

また一方、市民参加のまちづくりの一環として、グラウンドワークに対する関心、気運の高まりが市民一人一人の心に根つき、実践されるようになってまいりました。身近な公園や花壇などをつくるときにも、大きなイベントを開催するにも、グラウンドワークが取り入れられるようになっております。三泉小の跡地や柴橋の代官所跡など、市民みずからの力で地域をよくしようとする姿を、なお一層後押ししてまいりたいと考えております。

また、昨年完成した醍醐小学校に代表されるように、これからの建造・建築物は地域になじんだものとしなければなら

ないものと考えており、自然と景観に調和し、寒河江の歴史と文化が融合したものとなるよう心にとめながら、まちづくりを進めてまいります。

次に、諸般の事業の具現化に向けた平成16年度予算について申し上げます。

日本経済は輸出や設備投資が増加に転じるなど、民需中心に明るい兆しも見えるようになってきてはありますが、厳しい雇用情勢や緩やかなデフレ傾向は依然として続いており、また税収の回復も進まず、平成16年度の国の予算を見ましても、国債に大きく依存するものとなっております。

地方の行財政においては、地方分権の推進や地方の裁量拡大を理念として三位一体の改革が動き出し、「地方にできることは地方に」との原則のもと、補助金の廃止、削減などが行われ、地方への歳出の抑制が図られております。さらに、地方交付税の財源保障機能は縮小され、地方の主要財源である地方交付税と臨時財政対策債が大幅に削減されることになっております。本市においても、地方交付税が前年度比で6.6%の減、臨時財政対策債が28.0%の減と、いずれも大きく減少となる見込みであります。その一方で、福祉関連経費は年々伸びてきており、加えて本年度からは国庫補助負担金の一般財源化に伴う費用負担増も見込まれるなど、財政状況はこれまでに経験したことのない厳しい状況にあります。

歳出につきましては、これまででも事務事業の見直しや経常経費の削減などを行いながらも、花咲かフェアや市町村合併の準備などに対応してまいりましたが、本年度も昨年同様、行政職の退職者を補充しない中で、特別職等の給料や管理職手当の前年度にも増した削減を行うなど、徹底した経費の削減を行うとともに、行財政改革を積極的に推し進め、市民の要望、負託にできる限り応えられるよう鋭意取り組んでまいります。

平成16年度の予算編成に当たりましては、厳しい財政状況にかんがみ、経常的経費の節減合理化はもちろん、事務事業の根本からの見直しを行い、投資的経費のみならず、ソフト事業においても真に必要な性の高いものを選択しながら、最終年を迎える駅前中心市街地整備事業や、醍醐小学校のグラウンド、プールの建設、花咲かフェアINさがえの開催などに重点的に取り組むことといたしました。

その結果、一般会計においては134億3,000万円で、対前年度比3.5%の減となり、特別会計と企業会計を加えた総予算額は313億8,003万5,000円、対前年度比3.8%の減となるものであります。

続きまして、施策の大要について、第4次振興計画の施策の大綱ごとに申し上げます。

最初に、「多種多様な交流拠点づくり」について申し上げます。

都市間を短時間で結ぶ高速道路の建設については、道路公団の民営化に伴い、新直轄方式により整備を進める計画であります。東北中央自動車道の山形上山インターチェンジから東根インターチェンジ間の供用開始により、東北横断自動車道酒田線と相まって、県内に新たな車の流れが創出されております。高速道路は、高速交通網の要衝である本市にとって、産業の振興や文化交流圏の拡大などさまざまな恩恵を享受し、昨年の「花咲かフェアINさがえ」には15万2,000人もの来客者がありました。

また、市内の国道や県道は市民生活にとって主要なインフラであり、それらを生かし、大いに活用していくためにも、その整備促進を図ることが重要であり必要不可欠なものであります。安全で快適な幹線道路網のネットワーク形成は、活力をはぐくむ交流拠点づくりの基盤となるものであります。

国道112号寒河江バイパスにつきましては、平成12年度に下高屋入口から主要地方道天童大江線までの区間が4車線化され、市内を通過する主要幹線道路として機能充実が図られたところであります。現在、国土交通省により長崎大橋から下高屋入口までの区間について4車線化工事の発注手続きが進められており、本年度中に施工することになっておりますが、さらにチェリーランドまで整備促進が図られるよう引き続き要望してまいります。

昨年12月には、国道458号の新最上橋が完成しており、幸生肘折間についても利用者にやさしく、自然を享受できるよう、安全性の確保に向けた改良整備の促進を要望していくほか、国道287号についても慈恩寺地内の交通安全施設整備事業の早期着手を要望してまいります。

また、主要地方道天童寒河江線元町地内の交差点改良の早期完成とともに、主要地方道寒河江村山線三泉地内の改良事業と、県道田代白岩線田代地内の未改良区間について、早期着手されるよう要望してまいります。

都市計画道路柴橋日田線六供町地内につきましては、ことしの秋に完成を予定しており、供用開始に向けて事業の促進を図るとともに、同路線の本町ふれあい広場から六供町公民館までの本町・六供町地内につきましても、早期完成に向けて事業促進を図ってまいります。

また、これを機に調和のとれた街なみを創出し、沿線商店街の活性化を図るため、沿線住民と商店街の方々で組織する協議会において「上町・六供町通りまちづくり協定」を締結しており、住民参画によるまちづくりを進めております。

さらに、市街地間の円滑なアクセスが図られるよう山西鶴田線を継続的に整備するとともに、昨年分譲開始した寒河江みずき団地へのアクセス道として古河江横道線の整備や、市街地周辺の交通緩和を図るため浦小路高屋線の整備を継続的に実施していくほか、三泉堤防線や最上橋明神山線などについても早期完成を目指し、整備を進めてまいります。

市民生活に密接にかかわり、よりよい生活環境づくりが求められる生活道路網の改良整備や、側溝、舗装、交通安全施設等の整備につきましても、緊急性や必要性を勘案しながら進めてまいります。

また、冬期間における歩行者の安全と交通の確保については、これまでも万全の体制で臨んでおりますが、年々増加する市道路線への対応はもちろんのこと、歩道についても除雪計画のもと実施してまいります。

駅前中心地整備事業は、いよいよ本年度が最終年度となります。これまで21世紀の発展の象徴として、また後世に誇れる本市の顔として、美しい街なみ、景観に配慮した都市施設の整備や、商業施設の再編により、「うるおい」と「賑わい」のある、歩いて楽しい中心市街地の形成を図ってまいりました。本市の玄関口である駅前周辺施設につきましては、本市を代表する東北一の寒河江まつり「神輿の祭典」に参加する本神輿を展示するとともに、寒河江の歴史・文化を紹介する映像システムを設置した寒河江駅前交流センターや、当該施設と一体となる半地下式の駅前正面口駐輪場は既に完成し、「神輿の祭典」などのイベントを開催できるみこし公園も完成いたします。これにより、県内外からの来訪者や市民に対し、四季を通して本市の情報を広く発信してまいります。

本年度の工事については、駅前幹線道路である都市計画道路寒河江川橋最上川ふるさと総合公園線や寒河江駅西浦線の整備を完了し、沼川に隣接するせせらぎ公園・みどり公園の整備工事を行ってまいります。また、移転に伴う建物の建築につきましては、地区計画に基づき、街なみ、景観に配慮した魅力ある店舗が新たに集積されており、今後とも地元関係者と一体となり、店舗の誘致や緑化・飾花を推進し、賑わいと魅力ある美しいまちづくりを進めてまいります。

木の下土地区画整理事業は、本市の東側、既成市街地と一体となった地域として、都市計画道路落衣島線や下釜山岸線の整備とともに、面的整備を行い、優良な居住空間を供給するものであります。

去る2月15日には、土地区画整理組合の設立総会が行われ、施工区域16.7ヘクタールの事業に着手したところであり、今年度は実施計画作成、道路詳細設計などを行うこととなっております。実施主体は組合となりますが、円滑な事業推進のため全面的に支援してまいりたいと考えております。

街なみ環境整備事業につきましては、これまで南町地内の十日市場通りの歩行者通路、ポケットパーク、本町地内の旅館、飲食店通りの石畳が完成し、ゆとりとうるおいのある住環境が整ってきたところであります。本年度は、最終年度を迎える駅前中心市街地整備事業や県施行のふるさとの川整備事業と一体となり、沼川沿いの遊歩道整備のための用地の確保に取り組むとともに、事業の促進に努めてまいります。

せせらぎと花が織り成すうるおいのある都市環境の整備につきましては、昨年ポスト緑化フェアとして開催した「花咲かフェアINさがえ」には、会場整備の段階から多くの市民に参加、協力をいただき、6月14日から29日までの16日間という短い期間にもかかわらず、予想をはるかに上回る15万2,000人の入場者を迎え、市民総参加による美しくうるおいある活力に満ちた本市の魅力を県内外に向け大きく発信するものとなりました。本年度は、このフェアを寒河江市のシンボルイベントと位置づけ、さらなる都市緑化の進展を図り、交流から定住へとまちづくりを進めてまいります。

また、フラワーロード整備事業や花いっぱいまちづくり推進事業を初め、グラウンドワークによる公園整備事業など、美しくうるおいあるまちづくりに努めてまいります。

二の堰親水公園は「かわせみ」がすみつく水辺空間として親しまれ、市内外から多くの方が訪れております。本年度は二の堰第2地区地域用水環境整備事業により、遊歩道やポケットパークの整備を進めてまいります。また、農業用水路の

持つ多面的機能の増進と用水の安全確保を図るため、市街地内にある幹線用水路につきましても整備に取り組んでまいります。

最上川寒河江緑地は、市民が多目的に集える緑地として、計画面積約20ヘクタールを整備してまいります。これまでは多目的水面広場の掘削と吐き出し口の工事を行ってきたところでありますが、本年度は多目的水面広場の護岸工と遮水工に着手してまいります。

昨年、寒河江水辺プラザが国土交通省の「川の通信簿」において最高ランクの全国5カ所の一つとなり、自然環境や景観等が高い評価を得ております。今後とも川を生かしたまちづくりを進め、せせらぎに彩られたうおいと活力に満ちた寒河江市の創造に努めてまいります。

人と環境に優しい居住空間の整備につきましては、良質な住宅の建設と普及を図るため、地域木造供給推進事業の一環として住宅フェアを引き続き実施するとともに、高齢化社会に対応する住まいづくりを推進してまいります。

第2に、「情報に強い魅力ある産業の創造」について申し上げます。

農業の振興について申し上げます。

国の新たな「米政策改革大綱」では、消費者重視、市場重視の考え方に立ち、需要に即応した米づくりの推進を通して水田農業経営の安定と発展を図るとしており、平成22年度に米づくりの本来あるべき姿の実現を目指し、平成20年度までには農業者、農業団体が主役となるシステムを構築することとなっております。

こうした米政策の転換を踏まえ、本市では作物の生産・販売、水田の利活用、担い手の育成など、本市水田農業の将来方向を明らかにした「水田農業ビジョン」を農業団体と一体となって策定したところであります。これに基づき、本年度から稲作と収益確保を目的とする本格的な転作を両立させた、生産性の高い水田農業の確立を目指す生産者の主体的な取り組みを支援、推進してまいります。

米の生産調整につきましては、本年度から生産調整の目標面積から生産目標数量の配分に変更され、本市には7,331トンが配分されたところでありますが、その達成につきましては、生産者に理解を求めながら、生産者みずからの取り組みとして円滑かつ確実に実施されるよう支援してまいります。

BSE問題や食品の偽装表示事件等を受け、消費者の農産物への安全・安心に対する関心が高まり、産地の取り組みが市場評価の大きなポイントになっております。昨年、本市と西村山4町、県、さがえ西村山農協で、「さがえ西村山農産物安全・安心対策推進会議」を設置し、安全防除指導の徹底や、安全確認の徹底、広報宣伝活動などに取り組んでおり、今後とも引き続き推進してまいります。

農産物の価格低迷や後継者不足など、農業を取り巻く情勢は依然として厳しい状況にある中で、本市農業の課題や今後の農業振興策について、農業振興研究会において議論を深め、新たな寒河江市の農業の構築を図ってまいります。

園芸農業の振興につきましては、これまで補助事業等により積極的に施設整備を推進してまいりましたが、本年度も「園芸農業拡大推進事業」や「果樹園芸作物生産振興事業」により、施設化の推進と果樹や野菜、花卉などの高収益作物の導入による安定した農業経営の確立を図ってまいります。また、安全農産物出荷前残留農薬分析事業に引き続き取り組み、安全・安心な農産物の産地づくりを支援してまいります。

また、園芸農業の拡大に伴い増加している農業用使用済みプラスチックの処理対策につきましては、本市においてリサイクル処理に積極的に取り組んでおりますが、市単独で処理経費の一部を補助する「農業用使用済みプラスチックリサイクル推進事業」を継続して実施し、リサイクルの推進と環境保全に対する農家の意識の高揚を図ってまいります。

中山間地域の農地は生産条件が不利となることから、耕作放棄地の増加などにより、国土の保全、水源の涵養、良好な景観形成などの多面的機能の低下が特に心配されております。本年度も、中山間地域等直接支払交付金交付事業を通じて、農道舗装や用水路の整備を図り、将来を見据えた集落営農活動を支援してまいります。

畜産は、本市のみならず全国的に飼養戸数、飼養頭羽数とも年々減少するなど、厳しい経営環境にあります。このような状況の中で、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」により、家畜排せつ物の野積みや素掘りが禁止され、その施設整備の猶予期限が本年10月末となっております。このため、施設整備に対する支援策として引き続き

「家畜排せつ物適正処理施設整備緊急対策事業」を実施し、安定した畜産経営の維持に努めてまいります。

土地基盤整備事業といたしましては、「寒河江川下流地区国営かんがい排水事業」により、本格的な整備が進められており、本年度は高松堰頭首工と用水路整備などを進め、用水の安定供給に努めてまいります。

このほか、県営土地改良事業として寒河江中央地区農免農道整備事業稲沢地区ため池等整備事業、留場地区中山間地域総合農地防災事業、葉山の里地区中山間地域総合整備事業、鹿島石持地区畑地帯総合整備事業を積極的に推進してまいります。

近年、林業生産活動の停滞や森林所有者の高齢化などを背景に、間伐等の森林施業が十分に行われていない人工林が発生するなど、森林の有する多面的機能の発揮に支障を来すことが懸念されております。このため、「森林整備地或活動支援交付金事業」を活用し、多面的機能を十分発揮されるよう適切な森林整備の推進を図るため、森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査やその他の地或活動を支援してまいります。

また、平野山といこいの森の総合的な利活用を促進するための林道平野山線の整備を引き続き推進してまいります。

次に、商工業振興について申し上げます。景気の低迷が長期化し、現下の厳しい経済情勢の中で、本市の産業の振興を図るためには、金融面での対策は重要な課題の一つであります。本年度も、市中小企業振興資金融資制度や市産業立地促進資金融資制度を継続するとともに、制度資金などに対する保証料補給を行い、企業の経営安定化と経営基盤の強化を図ってまいります。

また、経営研修や技術交流プラザを拠点とした中小企業人材育成事業を実施していくほか、雇用対策として引き続き高校生を対象とした市内事業所でのインターンシップ事業を充実強化し、より一層関係機関との連携を図りながら、雇用の創出に努めてまいります。

商業の振興につきましては、中心市街地活性化の拠点施設であるフローラ・SAGAEは、多くの人々から親しまれ、多方面から活用され、にぎわいを見せております。昨年から、フローラテナント会と周辺商店街などが主となり「寒河江市中心市街地活性化センター委員会」を組織し、フローラを会場に「痛快!!ど真ん中市」を月2回定期的に開催し好評を博しておりますので、今後ともより多くの方々に足を運んでいただけるよう、定着化を図ってまいります。また、フローラ・SAGAEの効果を中心市街地の活性化に波及させてまいりたいと考えております。

本年度は、駅前中心市街地整備事業の完了にあわせ、駅前複合ゾーン駐車場、ポケット第1・第2駐車場整備事業を実施し、拠点駐車場のネットワークづくりを進め、車利用者の利便性の向上を図り集客効果を高めてまいります。

そのほか、後継者育成事業、リーダー等育成事業と、商業団体や商店街組織の強化施策を展開し、商業の活性化を図ってまいります。

工業の振興につきましては、ここ数年景気の低迷で出荷額等が下降傾向にありましたが、ここにきて一部に明るい状況も見えてきております。地域経済の活性化は若者の定住を促進するための重要な課題でありますので、引き続き中央工業団地の整備や県内外からの積極的な企業誘致を図るとともに、地場産業育成、販路拡大事業等に取り組み、雇用の場の確保を図りながら、活力あるまちづくり、均衡ある調和のとれた工業基盤の整備に努めてまいります。

観光物産の振興につきましては、花咲かフェアの成果と経験を生かし、「日本一さくらんぼの里寒河江」「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」の情報を広く発信し、チェリーランドや慈恩寺、寒河江温泉、周年観光農業などへ全国から集客できるよう取り組んでまいります。特に本年は、7月から9月にかけて行われるディスティネーション・キャンペーンにあわせ、温泉まつりやJR左沢線でのSL運行、そして寒河江まつりのPRなどを通して、誘客活動をなお一層推進してまいります。

また、近隣市町と連携を図り、広域観光のルート化に努め、周遊性を高めるとともに、本市の立地条件を生かし、広域観光の拠点として四季を通じた誘客を進めてまいります。さらに、歴史文化型観光として広域的に進められている「雛のみち」や、寒河江駅を基地にJRとともに進める「小さな旅」、トロッコ風列車「さくらんぼ風っこ号」の運行、そして新たにオープンする「寒河江駅前交流センター」の活用を通して、市街地観光への積極的な誘客を行うとともに、特色ある観光地づくりと物産の振興に努め、激化する地域間競争や観光客のニーズに対応してまいります。

祭り・イベントは市民意識の高揚や連帯感の醸成が図られるほか、本市の活性化にも大きな役割を果たすものであります。さらに、観光誘客やPRの上でも極めて有効なものであり、熱い盛り上がりによってますます期待の高まる「神輿の祭典」や、最上川に親しむ「最上川フェスタ04」など、地域の特性を生かし、特色ある多様な祭り、イベントを開催してまいります。

チェリークア・パーク事業につきましては、国、県、道路公団、民間が一体となって、本市の広域滞在型観光拠点施設として整備を進めているところであり、長引く景気の低迷や国民の余暇活用の変化など大変厳しい環境にありますが、寒河江水辺プラザや周辺の自然環境、景観を活用し、本年度も積極的に事業者の誘致などを推進してまいります。

第3に、「やさしさあふれる高福祉社会の形成」について申し上げます。

少子高齢化が急速に進む中、健康はすべての人の願いであり、生きがいを持ち、生涯を安心して暮らせる活力がある高福祉社会の形成が求められております。本市におきましても、ハートフルセンターを拠点に、一貫した保健・福祉・医療のサービスを提供する寒河江型ライフサポートシステムにより、「生き生きハートフル寒河江」のまちづくりを進めるとともに、引き続き保健、福祉サービスの提供基盤の充実を図り、健康長寿社会の形成を推進してまいります。

また、少子化の進行は社会全体に極めて深刻な影響を与えると懸念されることから、次世代育成支援対策推進法に基づき、10年間の行動計画を策定するとともに、保育環境の整備を初め安心して産み育てられる地域社会の構築に努め、子育て支援の充実したまちづくりを進めてまいります。

市立病院は、高齢社会の到来により健康な長寿生活を送りたいという志向が年々高まる中、診療スタッフの充実や最新の医療機器の導入などにより、市民の健康を守る拠点施設として診療機能の高度化に努めてまいりました。本年度も引き続き診療スタッフの補充や医療機器の更新など、診療水準の向上を図るとともに、医療相談、健康講座、糖尿病教室などの充実を図り、地域に根差した病院づくりを進めてまいります。

長寿社会の今日において、一次予防の観点から、市民一人一人がふだんの生活習慣を点検、改善しながら、健康的な生活習慣を確立し、意識的に健康増進に取り組んでいくことが重要であります。特に本年度はがんや循環器病、糖尿病の予防を重点に啓発活動を強化し、精密検査受診率の向上に努めるほか、健康に対する一層の意識高揚と健康的な生活習慣を定着させるため、各種健康教室の開催や健康運動指導の充実を図ってまいります。

疾病の早期発見、早期治療については、一日人間ドックを初めとした健康検査を実施し、検査結果に基づいた適切な保健指導などを行いながら、健康に関する新しい知識の普及や予防意識の高揚、生活習慣改善の支援に努めてまいります。さらに、乳幼児から高齢者までの健康づくりと疾病予防を図るため、引き続き乳幼児健診を実施するとともに、乳幼児期の健康な歯づくりに対する支援の強化や、高齢者のインフルエンザ予防接種増加対策など、一貫した取り組みを実施してまいります。

福祉社会の時代に即した改革の一環として、昨年4月から、障害者福祉サービスの一部について利用者を尊重した支援費制度がスタートしており、その結果、新たに身体障害者がデイサービスを利用できるようになっております。このほか、障害児のデイサービスやホームヘルプサービスの利用も増加しており、利用者本位のサービスの提供という制度の目的が達成されてきております。今後とも支援費制度のもとでサービスの充実を図るとともに、これまで同様、福祉タクシーの利用助成や給油費助成事業を初め、重度身体障害者の移送サービス、手話奉仕員派遣事業などを引き続き実施し、障害者の自立を支援するほか、紙おむつ支給事業を継続し障害者の日常生活を支援してまいります。

また、障害者福祉策の流れが施設入所サービスから地域生活支援サービスへと移ってきた今日、新たに心身障害者小規模作業所が4月に開所する運びとなってきておりますが、今後ともその運営の支援を行い、地域での在宅心身障害者の生活基盤確保と社会参加の促進に努めてまいります。

さらに、精神障害者福祉につきましても、引き続きホームヘルプサービスやグループホーム事業などを実施し、障害者の自立生活と社会復帰の促進を支援してまいります。

障害のある人もない人も、お互いを尊重し合い、ともに生活し、活動できる社会の実現に向けて、身体、知的、精神の障害者福祉施策を総合的に推進してまいります。

平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が公布されております。これは、我が国の急速な少子化の進行が社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることから、これまでの子育て支援の取り組みに加え、さらに子育て環境を計画的かつ総合的に整備しようとするものであります。また、社会情勢の変化する中、保育所の入所児童の大幅な増加や低年齢化など、保育ニーズの多様化や変化に対応した子育て支援が必要となってきております。本年度は、昨年度実施したニーズ調査の結果を踏まえ、今後10年間のさらなる子育て支援策の具体化のため、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定してまいります。

また、たかまつ保育所の増築、改修を実施し、保育定員を60名から90名にするとともに、保育環境の向上と、本市の認可保育所では初めてとなる乳児保育の実施や、各保育所とも保育時間をさらに1時間延長し12時間保育を実施するほか、引き続きすべての保育所の地域開放、地域交流事業、障害児保育や一時保育の実施を図り、より一層地域の子育て支援施設としての機能充実に努め、子育て世代が安心して働くことができる環境を整えてまいります。

さらに、放課後児童対策として実施しております五つの学童保育の運営を積極的に支援するとともに、子育て支援センターやファミリーサポートセンターの連携を強め、子育て支援体制の強化やNPO法人による子ども一時預かり事業への支援、認可外保育施設が実施する保育基盤の強化、延長保育事業の推進、施設運営の支援など、多様な保育ニーズに対応する保育基盤の強化を図るとともに、本年4月からこれまで就学前児童を支給対象としておりました児童手当を小学3年生まで引き上げ、地域全体の安心して産み育てる環境を整えてまいります。

介護保険制度がスタートしてことしで5年目を迎えますが、市民の御理解のもと、運営面、活用面において円滑に事業実施が図られている状況にあります。国においても、本年度中に制度の見直し作業が行われることになっておりますが、要介護者が介護サービスを有効に活用し、安心して生活できるよう、より一層質の高い介護サービスを提供するとともに、介護保険の健全な運営に努めてまいります。

さらに、在宅介護支援センター等の関係機関との密接な連携のもとに、介護予防、地域支え合い事業に積極的に取り組み、高齢者の生きがいづくりや在宅高齢者の自立した生活を支援してまいります。また、本年度中に民間事業者による痴呆性老人のグループホームの開所が見込まれており、本市における痴呆性老人に対する介護サービスの提供基盤は一層充実されることとなります。

第4に、「心なごむ生活環境の形成」について申し上げます。

清潔で美しいまちづくりを行うため、廃棄物処理対策といたしましては、一般廃棄物処理実施計画に基づき、適正かつ効率的な分別収集運搬を行うとともに、生ごみ処理機の購入や集団資源回収に対する助成を行うなど、ごみの減量化と再資源化を推進し、循環型社会の構築に向けた取り組みを行ってまいります。

さらに、浄化槽の普及促進や主要排水路の堆積物処理により、公共用水域の生活雑排水による水質汚濁の軽減に努め、公衆衛生の向上を図るほか、騒音、悪臭などの近隣公害問題につきましても適切に対処してまいります。

消防防災対策につきましては、消防水利確保のために消火栓や耐震性防火水槽を計画的に整備し、小型動力ポンプ、普通積載車の更新など消防力の充実に努めるとともに、市独自の地域防災訓練を実施し、災害に強い安全なまちづくりと市民の防災意識の高揚に努めてまいります。

交通安全対策につきましては、社会情勢の変化を踏まえ生涯を通じた交通安全教育の充実に努め、住民の自発的、主体的な参加を促し、関係機関・団体との緊密な連携を図りながら、市民と一体となって交通事故防止活動を展開してまいります。特に子供や高齢者のとうい命を交通事故から守るために、幼児や高齢者のための交通安全教室、小学生による交通安全ジュニアサミットなどを開催するなど、きめ細かな事故防止対策を実施してまいります。

下水道整備につきましては、全市下水道化に向け、計画的、効率的に整備を進めており、本年度は柴橋地区への污水幹線管渠の整備を初め、洲崎、塩水、西根下河原、内の袋地区などの面的整備を行うとともに、処理場につきましては、中央監視制御設備の更新を図るため実施設計を行ってまいります。

また、特定環境保全公共下水道事業で進めている三泉地区につきましても、引き続き幹線管渠整備や面的整備を進めてまいります。

水道は、今や市民に欠くことにできない生活基盤であり、直接市民の健康や経済活動を支えているものであります。常に安全で安定した水道水の供給が求められており、このためにも将来にわたる水源の確保や耐久性の高い水道施設の整備を目指し、現在第4次拡張事業に取り組んでおります。本年度は、慈恩寺配水池の増設工事を実施するとともに、老朽管更新事業等による配水管網整備を行い、引き続き安全で良質な水道水の安定供給を確保し、水道の信頼性の向上に努めてまいります。

第5に、「新しい世紀を切り拓く人づくり」について申し上げます。

本市では教育目標を、「一つ、豊かな心を持ち、創造力に富むたくましい人間の形成」、「二つ、個性を尊重し、社会の形成に主体的に参画する人間の育成」、「三つ、郷土の自然や文化を愛し、国際社会を生きる教養ある人間の形成」と定め、家庭や地域、各関係機関との連携を図りながら、教育環境の整備など市民の生涯にわたる学習を積極的に支援しているところであります。

学校教育につきましては、本市は「感性豊かで自ら学びたくましく生きる児童生徒の育成」を目標として掲げ、豊かな心とみずから学び、みずから考える力、たくましい体を持つ児童生徒の育成を目指しております。そのために、感性教育を初めとした心の教育や、国際理解教育、教育相談機能や、特殊教育の充実、コンピューターなどを活用した情報教育や地域に開かれた学校づくりの推進などに重点的に取り組んでまいりました。さらに、学習指導要領のもと、教育活動全般を通したゆとりの中で、生きる力をはぐくむことを目指し、地域や家庭と連携した特色ある教育活動を積極的に展開するとともに、教職員の意識改革と資質向上を図られるよう、市教育研究所などでの研究・研修活動を推進してまいります。

また、保護者が希望すれば一定の条件のもとに学校選択ができる特認校制度の実施や、通学区域制度の弾力的運用の実施に当たっては、趣旨の徹底を図り、児童生徒のよりよい学習環境の整備に役立ててまいります。

学校施設につきましては、安全で快適な教育環境整備を推進し、「子供たちが楽しく通いたくなる学校」を目指して、安全でゆとりと潤いのある学校づくりに努めてまいります。

醍醐小学校事業につきましては、21世紀を担う子供たちと地域の生涯学習の核となる校舎と屋内運動場が昨年11月に落成いたしました。本年度は、プールについては6月末の完成とプール開きを目指すとともに、グラウンドについては9月末の完成を目指し、事業を進めてまいります。

さらに、児童生徒の安全対策として、昭和56年度以前の基準により建築された小中学校の耐震診断事業を引き続き進めてまいります。

社会の成熟化が進む中、明るく住みよい魅力あるまちづくりを推進するためには、生涯学習活動の推進により、郷土愛に満ちた創造力と行動力のある人材を育成することが肝要です。このため、生涯学習支援事業まちづくり出前講座事業をより一層推進するとともに、各年代に対応した生涯学習講座の開設や学習情報の提供などを行いながら、公民館分館活動の活性化とあわせて、市民一人一人の生涯を通じた自主的、自発的な学習活動の支援に努めてまいります。

昨年の「第18回国民文化祭・やまがた2003寒河江会場」では、稲作芸能の祭典と花と緑のフェスティバルを開催し、寒河江ならではの伝統ある郷土芸能や、花・緑、せせらぎによる美しいまちづくりが全国に発信されました。今後とも芸術文化団体等への活動発表会場の提供や、市内の合唱団、吹奏楽団が一堂に会して実施する社会人音楽祭の実施など、市民が創造し、参加する芸術文化活動を育成支援してまいります。

質の高いすぐれた芸術文化に触れることは、市民の生活を豊かにし、新たな文化を創造する力を生み出すものになります。名刹慈恩寺における野外演奏会や、美しい歌声の森山良子コンサートを実施するほか、子供の感性を豊かにする幼児演劇教室の公演など、すぐれた芸術文化鑑賞の機会を提供してまいります。

本市は、幾多の国指定重要文化財を有する本山慈恩寺を初め、数多くの文化財や歴史遺産に恵まれております。このような文化財を保存伝承するため、慈恩寺本堂の大規模な屋根修理事業など、国・県・市指定文化財の保護育成に努めてまいります。

市立図書館につきましては、生涯学習の拠点施設として市民のニーズに合った図書資料等の整備を計画的に進めてまいります。本年度は、図書資料の貸出枠の拡大を行うとともに、図書館の自主事業やボランティア団体によるお話し会などの

情報提供に努め、より一層市民に親しまれる、利用される図書館づくりを目指してまいります。

市民一人一人が生涯を通して健康で明るく生きがいや潤いのある生活を送る上で、スポーツの果たす役割はますます大きくなっております。スポーツに対する認識や欲求は、単に体を動かすという人間の本質的な欲求にとどまらず、精神的充足や豊かで活気に満ちた社会生活を営むための活動であり、個々のライフスタイルやレベルに応じて、自由に参加できる環境と情報の提供や、指導体制の確立が強く求められてきております。このため、生きがいや個性などを尊重するスポーツの創造を目指し、各スポーツ団体の育成や指導者の養成、ニュースポーツ出前教室の開催などのほか、市民が日常的にスポーツを行う場としての総合型地域スポーツクラブの育成・支援のための体制を確立し、現在の体育関係組織などの充実を図りながら豊かな生涯スポーツ社会の実現を目指してまいります。

第6に、「参加・交流・創造による小さな世界都市の創造」について申し上げます。

昨年は、2003年日本におけるトルコ年記念事業を通じてトルコ共和国との親善関係や交流活動を、市民初め多くの方々に改めて御理解いただけたものと思っております。寛仁親王殿下による御講演や、トルコ国立イズミール交響楽団の演奏会は多くの入場者で大盛況となり、来寒していただいた駐日トルコ大使からは、トルコとの活発な交流活動に感謝の意をちょうだいいたしました。

また、大韓民国安東市の副市長一行の来寒や、姉妹都市締結15周年を記念したギレスン市親善訪問など、姉妹都市交流がより一層深められた1年であり、今後とも国際交流の推進を図ってまいりたいと思っております。

より多くの子供たちに外国人と触れ合う機会を提供するため、引き続き外国語指導助手を配置し語学教育や国際理解を深めるとともに、語学講習会への補助など国際化に対応した人材育成に努めてまいります。さらに、国際結婚や研修などにより外国人の数はますます年々増加する傾向にありますので、引き続き暮らしのガイドブックの発行や、外国人同士の親睦交流が深められる機会を提供してまいります。

昨年度も多くのボランティアの御協力をいただき、花咲かフェアを開催し、寒河江らしいぬくもりと感動を与えることができたものと思っております。このように、ボランティアの輪が年々広がりを見せ、観光、福祉などあらゆる分野での活動が活発化しているところでもあり、今後ともだれでもいつでも参加・活動できる環境づくりを推進してまいります。このため、本年度もボランティアフェスティバルを開催するとともに、月2回の情報誌の発行、ボランティア養成講座や交流会を開催し、育成と意識の高揚に努めてまいります。

情報化につきましては、平成15年度から始まった住民基本台帳ネットワークシステムと公的個人認証システムの安定稼働を目指しております。また、本年2月から始まった国と地方公共団体を通信回線で結ぶ総合行政ネットワークL G W A Nにつきましても、システムの安定稼働と高度利用を図り、地方行政の高度化、効率化に努めてまいります。

さらに、パソコン講習会を開催し市民の情報利活用能力の向上に努めるなど、市民サービスの充実に向けた取り組みを進めてまいります。

広報広聴活動につきましては、本市が取り組む各種施策などについて広く市民に周知を図るため、「市報さがえ」を中心に、より一層の充実を努めてまいります。

また、近年の情報通信技術の普及に伴いインターネットによる情報提供が重要になっており、本市ホームページをさらに見やすく充実させるとともに、各種ダウンロードサービスの拡充を図ってまいります。

新聞社と提携し、編集、配信している「寒河江市ふるさとだより」は、電子メールにより毎週1回、本市の情報が手元に届き好評を得ております。登録者は、北海道から沖縄までの国内を初め本市ゆかりの海外在住者にも広がっているようであり、その数は300人を超え反響も大きくなっているようであります。今後さらに登録者がふえることが期待され、本市を大いにPRできるのではないかと考えております。

さらに、本年は市制施行50周年の節目の年に当たり、「市報さがえ」の縮刷版発行や特別番組「寒河江市の歩み」（仮称）の制作、放送などの事業を実施してまいります。

以上、平成16年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の大要について申し上げたところでありますが、厳しい行財政が続く中で、将来の寒河江市の発展と新たな飛躍を確たるものとするため全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員

各位と市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

休 憩 午前10時43分

再 開 午前11時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第45、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、議第1号平成15年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、柴橋日田線整備事業費負担金及び知的障害者施設訓練等支援費並びに特別会計繰出金等を減額するほか、寒河江駅前公園公共施設管理者負担金などを計上するものです。

その結果、4,598万2,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ143億4,734万3,000円とするものです。

以下、その大要について御説明申し上げます。

第2款総務費については、バス路線維持費補助金68万円を追加するほか、西村山広域行政事務組合事務費負担金54万2,000円、電子計算機システム賃借料1,451万1,000円を減額するのが主なものです。

第3款民生費については、児童手当225万円、生活保護費等666万2,000円を追加するほか、知的障害者施設訓練等支援費1,591万8,000円、養護老人ホーム入所措置費1,200万円、西村山広域行政事務組合分担金407万3,000円を減額するのが主なものです。

第4款衛生費については、合併処理浄化槽設置補助金137万7,000円、寒河江地区クリーンセンター分担金969万8,000円を減額するのが主なものです。

第6款農林水産業費については、寒河江川下流地区地域用水機能増進事業工事請負費582万7,000円を減額するのが主なものです。

第8款土木費については、寒河江駅前公園公共施設管理者負担金1億1,400万円を計上するほか、柴橋日田線整備事業費負担金1,640万円を減額するのが主なものです。

第9款消防費については、西村山広域行政事務組合消防費分担金804万円を減額するものです。

第10款教育費については、全国大会等出場補助金17万4,000円を追加するほか、国民文化祭寒河江市実行委員会負担金549万4,000円を減額するのが主なものです。

第12款公債費については、市債の利子等を減額するものです。

これらの歳出予算に対する歳入については、地方交付税1,817万8,000円、繰入金1億9,099万6,000円、市債8,420万円などを減額し、市税を1億4,845万9,000円、地方消費税交付金4,050万円、国庫支出金3,032万8,000円などを追加し、対応することとしました。

第2表地方債補正については、減税補てん債ほか5事業債の限度額を変更するものです。

第3表繰越明許費については、街なみ環境整備事業が年度内の完成が不可能なために、翌年度に繰り越すものです。次に、議第2号平成15年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。このたびの補正予算は、公共施設充当用地取得費及び市債元金償還金を追加するほか、建物等地区内移転補償費などを減額するものです。

その結果、1億8,062万6,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ14億658万3,000円とするものです。

以下、その大要について御説明申し上げます。

市街地整備費については、地区内除雪業務委託料217万1,000円、電線類地中化工事請負費等320万円、建物等地区内移転補償費4,700万円を減額し、公共施設充当用地取得費に1億700万円を追加するものです。

公債費については、市債利子794万3,000円を減額し、公共用地先行所得債の繰り上げ償還に伴う市債元金償還金1億3,394万円を追加するものです。

これらの歳出予算に対する歳入については、県道路整備負担金6,793万8,000円、都市公園整備公共施設管理者負担金

1億 1,400万円、電線類地中化負担金92万 5,000円を追加し、新橋橋梁工事負担金 3万 7,000円、新橋添架負担金40万円、市債 180万円を減額し対応することとしました。

第 2 表地方債補正につきましては、市街地整備事業債の限度額を変更するものです。

第 3 表繰越明許費については、建物移転及び電線類地中化工事等が年度内に完成が不可能なため、翌年度に繰り越するものです。

次に、議第 3 号平成15年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、下水道高資本費対策借換債の許可額の減及び市債借入利率の低下に伴い公債費の減額を行うほか、歳入歳出予算を精査調整するものです。

その結果、3,140万円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ27億 5,690万円とするものです。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、浄化センター管理費 340万円、公債費 2,800万円を減額するものです。

これらの歳出予算に対する歳入については、下水道使用料 600万円、繰入金 1,000万円、市債 1,540万円をそれぞれ減額し、対応することとしました。

第 2 表の地方債補正については、下水道高資本費対策借換債の限度額を変更するものです。

次に、議第 4 号平成15年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、保険給付費として 1,800万円を追加するものです。

この歳出予算に対する歳入については、繰越金 4,499万 9,000円を減額し、国庫支出金 846万円、基金繰入金 5,453万 9,000円を追加し、対応することといたしました。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ32億 6,228万 7,000円とするものです。

次に、議第 5 号平成15年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計への繰入金 165万円を減額するものです。

この歳出予算に対する歳入については、国庫支出金82万 5,000円、繰入金82万 5,000円をそれぞれ減額し、対応することとしました。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ19億 8,688万 9,000円とするものです。

次に、議第 6 号平成15年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、介護認定審査会の審査判定会議等の開催回数に伴い、委員報酬91万 5,000円、委託料等 118万 5,000円をそれぞれ減額するものです。

これらの歳出予算に対する歳入については、河北町、西川町、朝日町及び大江町の負担金 296万 3,000円、本市介護保険特別会計からの繰入金 165万円をそれぞれ減額し、繰越金 251万 3,000円を追加し、対応することとしました。

その結果、210万円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 2,560万円とするものです。

次に、議第 7 号平成16年度寒河江市一般会計予算について御説明申し上げます。

今日の日本経済は、企業の生産活動や雇用情勢に緩やかな持ち直しなど改善の動きが見られるものの、個人消費や所得の増加は依然として見込めず、デフレ傾向も続くなど、厳しい状況にあります。このため、国の平成16年度予算は、これまでの改革断行予算という基本路線を継続しながら、一般会計歳出及び一般歳出について実質的に平成15年度の水準以下に抑制したものとし、歳出構造改革を維持するとの基本的な考えのもと、活力ある社会、経済の実現に向け、重点的かつ効率的な予算配分を行うこととしたところであります。

また、平成16年度地方財政計画では、地方交付税の削減及び臨時財政対策債の大幅な抑制、国庫補助負担金の廃止、縮減、定員の計画的削減による給与関係経費や地方単独事業の抑制、民間委託の推進など徹底した見直しにより、地方財政計画の規模を抑制するとしています。

平成16年度の本市の一般会計予算は、国の三位一体改革に伴う地方交付税や国庫補助金の大幅な削減など厳しい歳入状況のもとで、中長期の財政状況を念頭に財政の健全化を確保しつつ、限られた財源の重点配分と経費の徹底した節減、市債や財政調整基金の効率的活用を図りながら、活力ある地域社会の構築に努めることを基本に編成しました。

このような中で本年度は、昨年度も多くの来場者でにぎわった「花咲かフェアINさがえ」の開催や、整備期間の最終年度となる醍醐小学校改築事業、たかまつ保育所増築事業などの重要プロジェクトを初め、少子高齢社会に向けた諸施策の実施、農業生産基盤の整備、商工業の振興対策、市民生活に密着した社会資本の整備など、真に本市が将来の発展に向けて必要とする事業に取り組むこととしたところであります。

その結果、平成16年度一般会計の予算規模は134億3,000万円で、平成15年度と比較して3.5%の減となりました。この減額の要因は、地方交付税や臨時財政対策債の大幅な減額に伴う歳入の減とあわせ、醍醐小学校改築事業がピークを過ぎたことや、徹底した事務事業の見直しをした結果であります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

増減率につきましては、15年度当初予算対比であります。

歳入予算の第1款市税につきましては、一部企業の業績改善により法人分は増収が見込まれますが、個人分は依然として所得の増加が見込めないことから3.1%の減、固定資産税は、新築住宅の増などから3.1%の増となり、市税全体で0.8%増の47億4,448万円を計上いたしました。

第2款地方譲与税については、本年度から税源移譲の一環として所得譲与税が新設されたことにより、52.2%の伸びの2億4,500万円を計上いたしました。

第3款利子割交付金については、平成15年度の実績などを踏まえ48.1%増の4,000万円を計上いたしました。

第4款配当割交付金、第5款株式等譲渡所得割交付金については、制度改正による新設であります。

第6款地方消費税交付金については、平成15年度の交付状況や若干の景気の持ち直し傾向を考慮し、9.4%増の4億3,700万円を計上いたしました。

第7款自動車取得税交付金については、平成15年度の実績等を踏まえ14%減の7,300万円を計上いたしました。

第9款地方交付税については、昨年に引き続き基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振りかえる措置が講じられたことに加え、地方財政計画では総額で前年度比6.5%の大幅な減と厳しい状況になっております。本市においては6.6%減の36億5,000万円を計上いたしました。

第13款国庫支出金については、三位一体改革による保育所運営費負担金や介護保険事務費交付金などが一般財源化されたことなどから、7.3%減の8億8,495万9,000円を計上いたしました。

第14款県支出金については、児童福祉施設等整備事業負担金や特別保育推進事業費補助金が増加したことから、9.9%増の5億8,654万5,000円を計上いたしました。

第17款繰入金については、地方交付税や臨時財政対策債の減額分の補てんのため、97.1%増の5億8,516万2,000円を計上いたしました。その主なものは、財政調整基金から5億円、減債基金から2,000万円、地域福祉基金から5,000万円などです。

第19款諸収入については、平成15年度の産業立地促進資金の貸付額が伸びたため、元利償還金の増により15.5%増の5億3,155万2,000円を計上いたしました。

第20款市債については、将来にわたる公債費負担の軽減を考慮するとともに、投資的事業の重点化により、発行額を極力抑制する方針で計上いたしました。その内容は、投資的事業充当分が3億3,630万円、臨時財政対策債が6億4,800万円、減税補てん債5,500万円です。

次に、歳出について申し上げます。

厳しい財政状況を踏まえ、徹底した歳出の抑制に努めるとともに、退職職員の不補充や特別職給料と管理職手当のさらなる削減を行うほか、市単独補助金、負担金についても大幅に見直しとともに、物件費についても削減を徹底するなど、経常経費を厳しく抑制しました。

性質別に申し上げますと、人件費については2.3%減の31億1,544万6,000円を計上いたしました。

物件費については、徹底した内容の見直しにより4.5%減の16億9,078万5,000円を計上いたしました。

維持補修費については、前年度まで補正予算で対応しておりました除雪経費を当初に計上したことから、10.2%増の2

億 845万 8,000円を計上いたしました。

扶助費については、児童手当の増額などに伴い、8.3%増の11億 380万 9,000円を計上いたしました。

補助費等につきましては、新たな視点に立った内容の見直しにより2.7%減の17億 7,216万 1,000円を計上いたしました。投資的事業については、実施計画に基づく事業の徹底した選択と精査のもと、将来の発展につながる重点事業に取り組むことといたしました。

主な事業といたしましては、民生費ではたかまつ保育所増築事業として7,422万 5,000円を計上したほか、浄化槽設置補助事業に623万 1,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、寒河江川下流地区地域用水機能増進事業に1,212万円、園芸農業拡大推進事業に6,975万 1,000円を計上いたしました。

商工費では、駅前駐車場整備事業として3,628万 6,000円を計上しております。

土木費では、市道浦小路高屋線道路改良事業に6,000万円、その他道路改良事業に8,000万円、最上川寒河江緑地整備事業に5,000万円、街路事業に9,400万円、街なみ環境整備事業に3,039万円、さらに側溝、舗装、用悪水路整備事業に6,000万円を計上いたしました。

教育費では、醍醐小学校改築事業に1億 8,664万 6,000円、小中学校整備事業に1,687万 4,000円、公民館整備事業に1,290万円を計上いたしました。

その結果、投資的事業の総額は10億 1,554万 1,000円で、34.7%の減となったものであります。

繰出金の主なものとして、駅前中心市街地整備事業特別会計に3億 8,618万 8,000円、公共下水道事業特別会計に8億 8,591万 9,000円、国民健康保険特別会計に2億 1,990万 7,000円、老人保健特別会計に2億 5,961万 2,000円、介護保険特別会計に3億 3,622万 4,000円を計上いたしました。

第2表は、寒河江市土地開発公社に対する債務保証を初め4件の債務負担行為を設定するものです。

第3表は、減税補てん債など10億 3,930万円の地方債の限度額を定めるものであります。また、短期融資を受ける一時借り入れの最高額を17億円に定めるとともに、給与支出の際における流用可能額についてもあらかじめ議決を得ようとするものであります。

次に、議第8号平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算について御説明申しあげます。

駅前中心市街地整備事業は、21世紀の発展の象徴として、また寒河江市の顔として、品格と個性ある潤いと活力に満ちた中心市街地の形成を図るため、各種事業を推進しております。

平成16年度につきましては、都市計画道路の整備工事及び電線類地中化工事を完了し、みどり公園、せせらぎ公園の整備工事を行い、さらに換地処分や区画整理登記、清算金徴収・交付などを行い、事業成功を図るべく予算編成を行ったところであります。

その結果、平成16年度歳入歳出予算総額はそれぞれ8億 2,620万 5,000円とするものであります。

以下、予算の概要について御説明申しあげます。

歳出予算の主な内容は、市街地整備費についてはみどり公園、せせらぎ公園整備事業費などに2億 100万円、公共施設充当地取得費並びに物件移転等補償費及び清算交付金に2億 2,470万円、出来形確認測量、区画整理登記業務委託料などに7,206万 6,000円のほか、事務費など6,812万 4,000円を計上いたしました。

公債費につきましては、市債の元金償還金及び利子等に2億 5,981万 5,000円を計上いたしました。

これに対する歳入予算は、国庫支出金8,600万円、県支出金として沼川広域基幹河川改修公共施設管理者負担金2,700万円、一般会計繰入金3億 8,618万 8,000円、県道路整備負担金1億 2,751万 6,000円、都市公園整備公共施設管理者負担金2,100万円、寒河江駅前土地区画整理事業清算徴収金1億 920万円、電線類地中化負担金及び新橋添架負担金160万円、市債6,770万円を計上いたしました。

第2表は、地方債の限度額などを定めるものであります。また、一時借入金の限度額については12億円と定めるものであります。

次に、議第9号平成16年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

下水道は、安全で快適な生活環境づくりのための社会基盤施設であり、良好な水環境の保全、さらには地域の定住、活性化を図るために、計画的な整備促進が強く求められているところであります。

全市の生活排水については、生活排水処理施設整備計画に基づき、効率的かつ効果的に事業の推進を図っているところであり、普及率、水洗化率のさらなる向上を目指し、事業内容の精査及び諸経費のより一層の節減に努め予算編成をいたしました。

その結果、歳入歳出予算の総額はそれぞれ27億 7,111万 7,000円とするものであります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、建設総務費に職員の人件費及び普及促進費など1億 2,621万 5,000円を計上いたしました。

公共下水道管渠建設費には、補助事業として4億 1,620万円、単独事業は3億 8,130万円を計上し、特定環境保全公共下水道管渠建設費には補助事業として3億 1,890万円、単独事業は1億 1,490万円を計上いたしました。

浄化センター管理費には、維持管理業務の委託料などに1億 8,425万 7,000円を、浄化センター建設費には補助事業として700万円を計上いたしました。

公債費については、下水道高資本費対策の借換債を含めた元金償還及び利子等に11億 9,762万 3,000円を計上し、また予備費には300万円を計上いたしました。

これに対する歳入予算は、受益者分担金及び負担金に7,410万円、使用料及び手数料に4億 2,752万 4,000円、国庫支出金に3億 8,516万 7,000円、一般会計繰入金に8億 8,591万 9,000円、また、市債については公共下水道事業債等に9億 7,840万円を計上いたしました。

第2表は、排水設備等設置改造資金利子補給の債務負担行為を設定するものであります。

第3表は、地方債の限度額などを定めるものです。また、一時借入金の限度額については8億円と定めるものであります。

次に、議第10号平成16年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成16年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ974万 2,000円であり、前年度当初予算に対して90万 5,000円の増となっております。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算は、水道施設の維持管理費等に要する一般管理費335万 7,000円、公債費635万 5,000円などを計上いたしました。これに対する歳入予算は、水道使用料471万 5,000円、一般会計繰入金502万 5,000円などが主なものであります。

次に、議第11号平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

国民健康保険は、地域医療の確保と地域住民の健康保持増進に極めて重要な役割を果たしております。国では、将来とも良質な医療を確保し、維持可能な皆保険制度に再構築するために、平成14年度に医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針を策定し、今後はこの基本方針に基づき具体的な改革の内容を検討することとなっております。

本市における被保険者は、老人保健制度の改正を受け老人保健対象の被保険者数が減少しているものの、景気の低迷の影響による社会保険離脱等により若年層が増加しており、全体として引き続き増加傾向にあります。

国民健康保険特別会計は、保険税の減収や医療給付費などの増加により、その財源として活用してきた給付基金の保有額が条例で定める額を大きく下回り、大変厳しい状況にあります。このような状況の中で、国民健康保険税については、保険給付費などの費用に見合う所要額を確保するため、税率改正を見込み予算計上いたしております。今後とも国民健康保険の安定的な運営を図っていくため、保健事業の推進、国民健康保険の収納率の向上、医療費適正化対策及び広報活動を強化し、本会計の健全財政の維持と効率的な事業運営に努めてまいります。

平成16年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ33億 8,864万 4,000円で、前年度当初予算と比較して1億 6,264万 4,000円の増額となっております。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主なものは、保険給付費22億 1,561万 8,000円、老人保健拠出金7億 5,259万 4,000円、介護納付金2億 527万 4,000円、高額医療費共同事業拠出金 5,529万 3,000円であります。

これに対する歳入予算は、国民健康保険税のうち医療給付分が12億 984万 8,000円、介護納付金分が 9,528万 4,000円、国庫支出金11億 109万 3,000円、療養給付費交付金 6億 3,990万 2,000円、繰入金は一般会計繰入金 2億 1,990万 7,000円を計上いたしました。

次に、議第12号平成16年度寒河江市老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

老人保健医療受給者の医療給付を目的とした平成16年度老人保健特別会計予算は、歳入歳出それぞれ38億 8,174万 9,000円で、前年度当初予算と比較して2億 975万 1,000円、5.1%の減少となっております。

歳出予算の主な内容は、医療諸費が38億 7,033万 3,000円で99.7%を占めており、総務費については1,091万 3,000円を計上いたしました。

これに対する歳入予算は、支払基金交付金23億 7,396万 5,000円、国庫支出金9億 9,849万 3,000円、県支出金に2億 4,937万 3,000円、一般会計繰入金 2億 5,961万 2,000円などを計上いたしました。

次に、議第13号平成16年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

介護保険は、制度施行後4年が経過し、市民の中に着実に普及、定着しており、福祉サービスの充実、向上に大きな役割を担っております。

平成16年度の介護保険特別会計予算は、受給者数の増加とサービス提供基盤の充実に伴う給付額の増加に対応するとともに、安定した財政運営を行うべく編成を行ったところであり、予算総額は歳入歳出それぞれ21億 2,064万 6,000円とするものであります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、総務管理費に 5,304万 8,000円、要介護等認定費に 2,469万 9,000円、介護サービス等諸費に19億 8,614万円、支援サービス等諸費に 3,966万円を計上いたしました。

これに対する歳入予算は、介護保険料に3億 4,789万円、国庫負担金に4億 739万 5,000円、国庫補助金に1億 2,262万 6,000円、支払基金交付金に6億 5,183万 2,000円、県負担金に2億 5,462万 2,000円、一般会計繰入金に3億 3,622万 4,000円を計上いたしました。

次に、議第14号平成16年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明申し上げます。

介護認定審査会は、被保険者について保険給付の要件である介護の必要性の有無及びその程度を審査判定するための機関として、本市及び西村山地域4町共同で設置したものであり、審査判定業務の公平性の確保と効率化を図る上で、極めて重要な役割を担うものです。

平成16年度は、延べ 202回の審査判定会議を見込み、円滑な運営を図るべく予算編成を行ったところであり、予算総額は歳入歳出それぞれ 2,724万円とするものであります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、介護認定審査会委員報酬に 1,755万 9,000円、介護保険専門員報酬に 371万 8,000円を計上いたしました。

これに対する歳入予算は、各構成町の介護認定審査会共同設置負担金に 1,745万 9,000円、本市介護保険特別会計からの繰入金に 977万 9,000円を計上いたしました。

次に、議第15号平成16年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について御説明申し上げます。

平成16年度寒河江市財産区特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ80万 5,000円とするものであり、前年度当初予算と比較して34万円の減となっております。

歳出予算は、各財産区とも管理運営のための経費を計上したものでありますが、特に高松財産区におきましては、高松地区に対する地区振興費補助金に充てるため、一般会計への繰入金12万 6,000円を計上いたしました。

これに対する歳入予算は、各財産区について申し上げますと、高松財産区が41万 6,000円で、土地貸付収入5万 2,000

円、繰越金14万 6,000円、生活環境保全林事業負担金21万円などが主な内容であります。また、醍醐財産区は18万 3,000円、三泉財産区は20万 6,000円の歳入予算であり、主なものは財政調整基金繰入金、繰越金、寄附金などであります。

次に、議第16号平成16年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明申し上げます。

市立病院につきましては、地域医療の中核をなす病院として多様化する医療ニーズにこたえ、また良質かつ高度な医療を提供するため、医療機器や医療システムの整備を推進するとともに医療相談、健康講座、糖尿病教室の充実を図り、市民に親しまれる病院づくりを目指してまいりました。今後におきましても、施設・機器の継続的整備を進めるほか、広く診療体制の整備を進め医療供給水準の一層の向上に努めてまいります。

このような視点に立ち、平成16年度の市立病院事業会計予算は、医療機器の更新を計画的に行うなど、地域の医療ニーズに的確にこたえるべく編成したところであります。また経営面でも、効率的事业運営による健全経営に努め、市民がいつでも安心して受診できる病院づくりに努めてまいります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量につきましては、病床数 160床で、年間患者数を入院患者 4万 6,720人、外来患者 9万 5,305人と見込み、建設改良事業では医療機器及び備品購入事業に 3,000万円を計上いたしました。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入総額は27億 6,088万 6,000円で、このうち医業収益は25億 3,040万 8,000円、医業外収益は 2億 3,037万 8,000円、特別利益10万円を計上いたしました。

支出総額は27億 6,088万 6,000円で、このうち医業費用は27億 138万 5,000円、医業外費用は 5,790万 1,000円、特別損失60万円、予備費 100万円であります。

第4条の資本的収入及び支出については、収入総額が 2,762万 6,000円で、このうち企業債は 2,500万円、他会計負担金 262万 5,000円、固定資産売却代金 1,000円であります。

支出総額は 1億 9,580万円で、このうち建設改良費は 3,000万円、企業債償還金 1億 6,580万円を計上いたしました。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1億 6,817万 4,000円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものであります。

第5条の企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法等について定め、第6条は一時借入金の限度額を 2億円と定めるものであります。

第7条は、予定支出の各項の経費を流用することができる金額について定め、第8条は議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めるものであります。

第9条は、一般会計からの負担金額を 2億 2,000万円と定めるものであり、第10条は、たな卸資産の購入限度額を 9億 3,800万円と定めるものであります。

議第17号平成16年度寒河江市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水道は、現実、市民の健康で文化的な生活や経済活動を支える重要な基盤施設であり、常に安全で安定した水道水の供給が求められております。

平成16年度の水道事業会計予算は、このような視点に立ち、安全な良質水の確保と安定供給の維持、水道水の有効利用の一層の促進並びに効率的な事業運営による健全経営を重点目標として編成したものであります。

このためにも、将来にわたる水源を確保しつつ、配水池の増設や電気計装設備の更新や配水管網の整備拡充など、第4次拡張事業の推進を図ってまいります。また、下水道工事など他事業との関連工事に対しても、配水管布設替工事などについて積極的に取り組んでまいります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

第2条の業務予定量は、これまでの実績、今後の需要動向などを考慮して、給水戸数 1万 2,054戸、年間配水量 674万 9,000立方メートル、1日平均配水量 1万 8,490立方メートルと定めるものであります。

第3条の収益的収入及び支出については、収入総額12億 2,745万 7,000円、支出総額10億 9,541万 3,000円を計上いたしました。

第4条の資本的収入及び支出については、収入総額2億3,447万2,000円、支出総額8億7,178万8,000円とするものであり、支出の主なものとしては、慈恩寺配水池増設工事、送水管布設替工事、配水管布設及び布設替工事などの建設改良費7億3,341万8,000円、企業償還金1億3,737万円などを内容とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し6億3,731万6,000円の不足となりますが、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金、減債積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんする予定であります。

第5条は、配水池増設工事のために企業債を起すもので、その限度額などを定めるものであります。

第6条は、一時借入金の限度額を定めるもので、その額を3,000万円とするものであります。

第7条及び第8条は、支出予算における流用に関して定めるものであります。

第9条は、量水器などのたな卸資産について、その購入限度額を2,000万円と定めるものであります。

次に、議第18号寒河江市住居表示審議会条例の一部改正について御説明申し上げます。

寒河江市住居表示審議会の組織等について、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第19号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

住居表示審議会委員の報酬の改定並びに老人福祉相談員及び勤労青少年ホーム指導員等の廃止に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第20号寒河江市教育長の勤務条件に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

教育公務員特例法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第21号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

財政の健全化を図るため、市長等の給料及び一般職の職員の管理職手当について、引き続き減額しようとするものであります。

次に、議第22号地方公営企業労働関係法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

地方公営企業労働関係法の一部改正に伴い、関係条例の整理に関する条例を制定しようとするものであります。

次に、議第23号佐藤文庫図書購入基金条例等の一部改正について及び議第24号寒河江市スポーツ振興基金条例の一部改正について御説明申し上げます。

運用益金の減少により、基金としての活用が低下していることから、より一層の有効活用を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第25号寒河江市市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

証券取引法及び地方税法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第26号寒河江市立保育所設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

保育需要の増大にこたえるため、寒河江市立たかまつ保育所の入所定員を増員しようとするものであります。

次に、議第27号寒河江市遺児教育手当支給条例の廃止について御説明申し上げます。

社会経済情勢の変化に伴い、他の母子及び児童福祉施策を充実するため廃止しようとするものであります。

次に、議第28号寒河江市ねたきり老人等介護者激励金支給条例の廃止について御説明申し上げます。

社会経済情勢の変化に伴い、他の在宅介護負担軽減対策を充実するため廃止しようとするものであります。

次に、議第29号寒河江市重度心身障害児手当支給条例の廃止について御説明申し上げます。

社会経済情勢の変化に伴い、他の心身障害児者福祉施策を充実するため廃止しようとするものであります。

次に、議第30号寒河江市勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

寒河江市勤労青少年ホームの管理運営の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第31号寒河江市寒河江駅前交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

寒河江市寒河江駅前交流センターの整備に伴い、当該施設の設置及び管理に関する条例を制定しようとするものであります。

次に、議第32号寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。
通勤通学等のために自転車等を利用する者の利便を図るため、寒河江市寒河江駅正面口駐輪場を設置しようとするものであります。

次に、議第33号大江町道路線の認定に関する承諾について御説明申し上げます。

大江町が認定しようとする町道路線の一部が本市の行政区域に含まれるため、大江町から承諾を求められたので、道路法第8条第4項の規定により承諾しようとするものであります。

以上、33議案を御提案申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午後0時01分

再 開 午後1時00分

発言の訂正

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 佐藤市長。

佐藤誠六市長 午前中の議案説明に当たって、読み違いがありましたのでおわびして訂正いたします。

議第7号平成16年度寒河江市一般会計予算の説明の中で、第3款利子割交付金について「18.1%の増」と申しあげましたが、「48.1%の増」と訂正いたします。

扶助費の説明の中で「11億 380万 8,000円」と申しましたが、「11億 380万 9,000円」と訂正いたします。

それから、扶助費等の説明の中で「17億 7,216万 4,000円」と申しあげましたが、「17億 7,216万 1,000円」に訂正いたします。

それから、議第12号平成16年度寒河江市老人保健特別会計予算の歳入予算の説明の中で、国庫支出金「9億 9,840万 3,000円」と申しあげましたが、「9億 9,849万 3,000円」と訂正申しあげます。

以上です。

佐竹敬一議長 私の方からも、申しおくれましたけれども、安孫子市美夫議員より帽子着用の申し出がありましたので、議長において許可しております。申し添えます。

質 疑

佐竹敬一議長 日程第46、これより質疑に入ります。

議第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第7号に対する質疑はありませんか。18番内藤 明議員。

内藤 明議員 市政運営の中にもありましたが、ことしも「花咲かフェアINさがえ」が行われるというふうなことがありましたが、昨年度のいわゆる市民を含めた来場者数というのは幾らなのか、教えていただきたいというふうに思います。

それから、今年度はどの程度を目標にして入場者数を見込まれているのか、お聞きをしたいというふうに思います。

佐竹敬一議長 花・緑・せせらぎ推進課長。

犬飼一好花・緑・せせらぎ推進課長 お答え申し上げます。

昨年度の入場者数ですが、市内外から15万 1,982名の来場者がいらっしゃっております。

平成16年度における目標入場者数については、現段階ではまだ決定しておりません。4月6日に行う花咲かフェアINさがえ実行委員会の中で御説明申し上げたいというふうに思っております。それまで資料の関係を整備したいというふうに思っております。

以上です。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 そうしますと、市政運営の要旨の5ページにあります「花咲かフェアINさがえ」には15万 2,000人の来寒者というふうにあります。これは市民を含めたということではないんですか。市民も来寒者になるわけではないんですか。

佐竹敬一議長 花・緑・せせらぎ推進課長。

犬飼一好花・緑・せせらぎ推進課長 お答え申し上げます。

今の質問に関しては、市民の方も含めての数字でございます。

以上です。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。17番川越孝男議員。

川越孝男議員 一つお尋ねしたいんですが、施政方針の中で、市長、合併の問題について特例期限内の合併を目指して努力をしていくというふうなことがあるわけでありまして、合併の法定協議会の.....、そうしますと、16年度中に、今回提案されている年度の中で法定協議会の設置というふうなことになっていくわけでありまして、設置の時期、構成などはどのように考えているのか。それから、この当初予算にそれらにかかわる予算措置がされているのかどうなの

か。今後どのように考えているのかも含めてお聞かせをいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 西川・朝日両町とも住民座談会というふうなことがほとんど終わったようでございまして、次は、町民にアンケート用紙を交付して、そしてそれに書いてもらってそれを回収すると、こういう作業があるわけでございまして、それらを見まして、それらの作業が3月下旬ころまでに終わると聞いておりまして、それらが終わってから、それぞれの市町において合併に前向きにさらに進むかどうかという御判断をされるんだらうと、こう思っておりますので、それを見ないと、そして法定協議会に移行するというようなことにはっきりしないと、寒河江市もいかんともしがたいと、こういう状況の中にあるわけでございまして、施政方針冒頭におきまして、合併というようなものを特例法の期限内ということで1市2町とも始めた事業なわけでございますけれども、そういう両町の作業がこれから残っておりますので、法定協議会あるいはその後の経費等につきましては、16年度予算等々には全然計上していないところでございます。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 もう現実問題として、特例期間内の合併を目指す、そういうふうに努力をしていきたいというふうに施政方針ではなっています。しかし、相手があることだからその状況を見てというふうなことでありますけれども、進んでいった場合、16年度中に法定協議会を立ち上げざるを得ないのではないかとというふうに私は思います。したがって今現在は、このきょう提案された予算の中には、合併の關係のやつは、法定協議会のやつは全然含まれていないということでありますけれども、進んでいった場合にはそうしますと補正予算なりで対応するということなのかどうか、この辺をお聞かせをいただきたいということ。

それと、先ほどの市長の言葉からすれば、法定協議会に入ることが決まってから予算措置というような感じで受けとめたわけでありまして、そういうことも、法定協議会をつくれればそれに伴う経費というのが必要だというふうに思うんですが、法定協議会に移行することの認知をする、議会に諮ることと同時に補正予算も出るということなのか。そして、そのタイムリミットのにはいつころというふうに判断されているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 そういう事態になったときに、寒河江市のみならず両町とも関係してくるわけでございますから、どのような手続なり、あるいはいつやるか、あるいはお互い予算をどうするかというふうなことは、その段階になって初めて対応してまいりたいと、このように思います。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 3問になるとあとのやつは聞けなくなるから、ここで尋ねをします。

一つは、第3表の關係であります。地方債12件で限度額10億 3,930万円、提案されているわけでありまして、これの内訳といいますが、政府系資金と縁故債の關係はどのようになるのか。全く自由裁量で、市が融資者、金を貸してくれる側との交渉だけでできるのか、この辺のことが一つです。

それから、もし国・県の方から一定の枠がはまるのかどうかお聞かせをいただきたいというふうに思いますし、実際、政府系資金はどれぐらいの金利になっているのか、縁故債と。何かこの前のやつ、昨年5月の状況をお聞きしますと、政府系資金は1.5%ぐらいの金利と。縁故債の方は0.795%ぐらいというふうにお聞きをしているんですが、そうしますと縁故債と1対2ですね、金利。これ、その総額だけ借りることを認められていて、より安く資金を運用していくというようなことからすれば、今の状況からすれば縁故債の方が有利と。もちろん寒河江市では今見積もり合わせをやっていっているというふうに思いますし、その方が極めて有利なのではないかなというふうに思いますので、その辺の關係はどうなるのかもあわせてお聞きをしたい。

それから縁故債の借入れについて、県からの従来あったようなガイドライン的な指導がなされているのかどうか。この点についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。それから、一般会計の第4条の中で一時借入金として最高17億円というふうにされておりますけれども、この根拠は、17億円を提案している根拠についてお聞かせをいただきたいというふうに思いますし、一昨年は、もちろん15年度のやつはまだこれからだというふうに思いますので、14年度は

実質どれぐらいの借入高になったのかお聞かせをいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 財政課長。

秋場 元財政課長 お答えいたします。

政府資金と縁故債の関係ですけれども、起債につきましては、許可申請しますと4カ月から5カ月ぐらい後に許可されます。その際に、許可額とともに資金の種類についても示されるわけですので、こちらで何々というわけにはいかないわけです。

それから、ガイドラインにつきましては、今は示されておりません。

それから、あと答えが漏れたかどうかわかりませんが、第4条の一時借入金でございますが、これについては当該年度の予算額あるいは事業量、それから資金繰り、そういったものを見まして見込んでおる額でございます。

平成14年度の最高額でございますが、10億5,000万円程度でございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。佐藤陽子議員。

佐藤陽子議員 市政運営の要旨の19ページなんですけれども、ここに、本年度に民間事業者による痴呆性老人のグループホームの開所が見込まれるということがありますけれども、これはどこのか教えていただきたいと思います。

それからもう一つ、23ページですけれども、この中に昭和56年以前の基準で建築された小中学校の耐震診断を行ったというふうにありますけれども、これはどこどこを診断されたのか、そしてその結果はどうだったのか。さらに、16年度ではどういうところをやっていく計画なのかをお知らせいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

安食正人健康福祉課長 痴呆性老人のグループホームの関係につきましては、場所的には寒河江市立病院の北側周辺の一部を予定している方が、事前に私どもの方にそういったことでの建設計画を立てているというふうなことについてお聞きをいたしております。

以上です。

佐竹敬一議長 管理課長。

芳賀友幸管理課長 耐震診断についてお答え申し上げます。

昭和56年度以前の基準により建築された小中学校は、本市の場合7校ございます。7校のうち、15年9月の定例会の補正で小中1校ずつ、小学校は中部小学校、中学校は陵西、この分の耐震化の優先度調査の委託料の議決をいただきました。そして、16年度はその残りの5校分についてやりたいということでございます。

結果については、15年度と16年度すべて終了した時点で、どこを最初に耐震診断を実行していくか、この判断をしまいいりたいと考えております。

以上でございます。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第10号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第11号に対する質疑はありませんか。遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 予算説明書によりますと、下段の方に税率改正を見込んで予算計上をしているというふうな説明があります。税率改定があるたびに思うんですけれども、改定税率を提示しないまま予算だけ3月を通して、そして6月に税率

については議決をするというふうな手続がこれまでもとられております。果たしてこういうふうなやり方が妥当なのかどうかということが一つ、当初に当たってより詳細な計画を議会に提示すべきではないかと思うんですけれども、今わかっていけば議会に提出をしていただきたいというふうに思います。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

安食正人健康福祉課長 お答えいたします。

国保税の関係についてになるうかと思いますが、基本的には先ほど市長が申しあげましたとおり、現状におけるいわゆる医療給付というふうなものから照らしての、それに向ける財源が非常に厳しい状況にあるということでありまして、終局的に申しあげますならば、所得が確定した段階、いわゆる5月の段階を待って案分率等の改正をします。数字的にはそういった時期でなければ計算のしようがないというふうになるわけでございますので、総括的には、財源不足の内容について、平成16年度の予算編成に当たってはそれに足る税を見込みながら編成をさせていただいたというようなことでございます。現段階では資料は準備されておりません。

以上です。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 ちょっとおかしいですね。国民健康保険の運営協議会では、既に恐らく試算されたデータを提示しているはずですが。当然そこでの議決を経て議会には出されてくるんだと思いますけれども、少なくともそういうもののデータぐらいは議会に提示してもいいのではないかというふうに思います。

それから、予算を組むときの基本的な考え方ですけれども、国保のような歳出の方から追って行って歳入総額を出すというふうな予算の場合はなかなか難しいところがあると思いますけれども、6月の補正でも歳入歳出の見直しは可能ではないかというふうに思うんですね。そういう意味で、税率が、あるいは案分率が決まらないのに額だけ先行して議決になるというのは、やはり予算編成上無理があるのではないかというふうに思います。

それで、その二つの点について再度考え方をお聞かせいただきたい。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

安食正人健康福祉課長 国民健康保険に係るいわゆる運協は、2月18日に開催をして、方向についてはそういった状況にあるので税率の改正をしなければならぬというふうなことについての総括的な資料というものにつきましては同運協の方に提出をしておりますが、先ほど申しあげましたとおり、いわゆる補正も可能ではないかというふうなお話でございますが、それらについては先ほど申しあげましたとおりであります。5月の額が、いわゆる賦課資料が確定された段階で数値的な案分率、いわゆる4項目に対する案分率をどうやるべきなのかというふうに考えております。

そうした中で、平成14年にいわゆる軽減の対応というふうなことで、6割・4割の軽減に対して7割・5割・2割というふうなことの軽減措置を踏まえながら、財政基盤安定確立のための補助を受けながら、対象者の実態を踏まえ最終的にどういった案分率にするのかというふうなことで考えておまして、現段階では6月議会に合わせたそれらの資料を準備するというふうに考えておりますので、御了承お願い申しあげたいと思います。

佐竹敬一議長 税務課長。

宇野健雄税務課長 若干補足させていただきます。

議員おっしゃいますように、3月の予算編成の段階で必要とする予算総額とともに案分率についても提示して議決をいただくというふうなスタイルが以前にもございました。ただ、そうした場合につきましては、先ほど来お話がありますように、所得とか資産とかそういったものについて見込みですので、実際算出しますと予算額と乖離が生じてしまいます。その乖離というものは被保険者の利益にならないというふうなことで、国などの指導もございまして、3月は予算だけにして、後でいわゆる基本的な数字が固まってから案分率を改定して、さらに年度当初にさかのぼって課税するというのが今のやり方でございます。そんなことで、本市におきましてもそういったやり方で計上しているものでございます。よろしく申し上げます。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員　そういうことは百も承知で質問しているわけですが、結局国保の運協で、私も運協の委員になったことがありますけれども、基本的なモデルケースを幾つか出しているわけですね、既に。そういう一応討議資料として議会にそういうものも含めて出すべきではないかと。

それから、国保運協では参考資料としてやっているのではなくて、あれは議決要件ですよ、運協では。運協で議決しておいて議会には出せないというのではおかしいと思います。そういう点でぜひ……、この税というのはいわば市民生活を直撃するものですから、先ほど被保険者の利益にならないと言いましたけれども、そういう、いわば額だけ決めて税は後でというようなやり方の方が利益にならないのではないかなというふうに思います。どういふふうなおおよその姿になるのか、そのぐらいの見通しだけは提示しながら進めていくと。場合によったら予算額は一定の仮定の予算額に設定して、税が確定した段階で6月に本予算を組むということだってあるのではないかなというふうに思います。そういう意味で質問しているわけで、前向きな議論を引き出すための資料の提示、これはぜひやっていただきたい。議長にもそのことを申し添えておきたいと思います。

佐竹敬一議長　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第12号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第13号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第14号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第15号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第16号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第17号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第18号に対する質疑はありませんか。遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員　これも住居表示の審議委員のメンバーに議員を追加したりするというのが変更の中身なのかなというふうな気がしますけれども、何か大きな住居表示の変更計画があるのかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

佐竹敬一議長　企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長　今回の住居表示の審議会条例の一部改正でありますけれども、本市では昭和40年に住居表示審議会を制定して実際にやったのは昭和41年です。本町、中央地区の住居表示。それ以来ずっとやっていなかったんです。

そういうことで、今回駅前の区画整理事業が完了することに伴って、その区域に住居表示をするということで、その審議会条例がそぐわないと、今回審議会を行うに当たって。そういうことで、そぐわない点について改正をします。審議会の委員そのものは従来と同じ15名ということで、議会の議員それから関係機関の職員、学識経験者で構成をしています。主に今回の改正は報酬関係が改正になっております。そういうことで改正を行うということでございます。

佐竹敬一議長　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第19号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第20号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第21号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第22号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第23号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第24号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第25号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第26号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第27号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第28号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第29号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第30号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第31号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第32号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第33号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

佐竹敬一議長 日程第47、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第1号及び議第7号から議第17号までの12案件については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託する上、審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号及び議第7号から議第17号までの12案件については、議長を除く20名を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第48、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

| 委員会 | 付託案件 |
|---------|---|
| 総務委員会 | 議第18号、議第19号、議第21号、議第22号 議第25号、請願第2号、請願第4号、請願第7号 |
| 文教厚生委員会 | 議第4号、議第5号、議第6号、議第20号 議第23号、議第24号、議第26号、議第27号 議第28号、議第29号、議第30号、議第32号 請願第3号、請願第6号 |
| 建設経済委員会 | 議第2号、議第3号、議第31号、議第33号、請願第5号 |
| 予算特別委員会 | 議第1号、議第7号、議第8号、議第9号 議第10号、議第11号、議第12号、議第13号 議第14号、議第15号、議第16号、議第17号 |

散 会 午後1時33分

佐竹敬一議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでございました。